

青森県教育委員会第713回定例会会議録

期 日 平成20年6月4日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

議案第1号	議案に対する意見について	… 原案決定
議案第2号	平成21年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について	… 原案決定
議案第3号	平成21年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について	… 原案決定
議案第4号	青森県スポーツ振興審議会委員の人事について	… 原案決定
その他	職員の懲戒処分の状況について	

平成20年6月4日（水）

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前10時45分
- ・出席者の氏名
川村恒儀、鈴木秀和、島 康子、高橋幸江、（教育長）田村充治
- ・説明のために出席した者の職
細越教育次長、尾崎参事、小林参事、金子参事、長尾参事、山谷参事、外崎参事、
教育政策・教職員各課長
- ・会議録署名委員
鈴木委員、島委員
- ・書記
相坂 讓、白戸克幸

会 議

議案第1号 議案に対する意見について

(事務局説明 尾崎参事・職員福利課長)

知事から、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案」の各議案について意見を求められている。

平成20年10月1日から国民生活金融公庫などの金融機関が解散・民営化されることとなっている。現在、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」では、国民生活金融公庫などに在職していた者が引き続き本県職員に採用された場合の年次休暇の日数は、公庫などの在職期間も公務員の在職期間と見なして決定している。今回の条例案は、公庫の解散・民営化により当該部分を削除するものである。

また、「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」では、職員が任命権者の要請により一旦退職して国民生活金融公庫などの職員となった後、再び本県の職員として採用された場合、前の県職員在職中に行つた法律違反等に対しても懲戒処分できる規定としていた。今回の条例案では、公庫の解散・民営化に伴い当該部分を削除するものである。

一方、「職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案」について、職員の自己啓発等休業は、職員の能力開発を促進する観点から、職員自らの発意に基づき職を保有したまま「大学等の課程の履修」又は「国際貢献活動」を可能とするための休業制度であり、今年4月から施行している。

このうち「国際貢献活動」については、独立行政法人国際協力機構法に基づいた奉仕活動とされているが、今般、独立行政法人国際協力機構法の改正を受け、この条例案で引用している条項を移動するものであり、制度上の実質的な改正ではない。改正後の条例は、いずれも平成20年10月1日からの施行である。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

なければ、議案第1号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

議案第2号 平成21年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

(事務局説明 小林参事・学校教育課長)

青森県立高等学校の入学者選抜は、選抜基本方針に基づいて作られる選抜要項によって実施されており、基本方針は毎年度教育委員会で審議いただいている。

なお、「平成21年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案」については、平成20年度の基本方針を踏襲している。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

議案第3号 平成21年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について

(事務局説明 小林参事・学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、選抜基本方針に基づいて作られる選抜要項によって実施されており、基本方針は毎年度教育委員会で審議いただいている。

「平成21年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案」については、平成20年度の基本方針を踏襲している。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

なければ、議案第3号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。

議案第4号 青森県スポーツ振興審議会委員の人事について

(事務局説明 山谷参事・スポーツ健康課長)

現在、スポーツ振興法第18条の規定に基づいて任命している、青森県スポーツ振興審議会委員の任期が、平成20年7月5日をもって満了するため、新たに委員を任命するものである。

今回任命する委員のうち、新任は、木村徳栄氏、長崎昭義氏、相坂一則氏、須藤文春氏の4名で、長内昭子氏ほか11名は再任である。

なお、委員1名を公募したところ2名の応募があったが、選考の結果、委員として委嘱することが適当であると認められる方がいなかったため、今回は選出していない。

また、スポーツ振興法第18条第4項の規定に基づき、知事の意見を求めたところ、5月26日付けで同意する旨の回答を得ている。

なお、委員の任期は、平成20年7月6日から平成22年7月5日までの2年間である。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

なければ、議案第4号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第4号は原案どおり決定する。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(事務局説明 白石教職員課長)

県教育委員会が5月に行った職員に対する懲戒処分の状況について報告する。

5月中に懲戒処分を行った事案は1件である。その概要は、自動車を運転中に人身事故を起こしたものであり、戒告の懲戒処分とした。交通違反・交通事故を含む職員の服務規律の確保については、引き続き様々な機会を捉えて周知徹底を図るとともに、重大な義務違反に対しては、厳正に対処して参りたい。

(田村教育長)

教育庁職員による酒気帯び運転について改めて報告する。

去る5月24日土曜日、教育庁職員が青森市内において、酒気を帯びた状態で車を運転し、信号待ちで停車中の車に追突するという物損事故を起こし、逮捕されたところである。

昨年度、教職員3名が酒気帯び運転による事故を起こし、いずれも免職の懲戒処分となっていることなどを踏まえ、本庁各課及び各出先・教育機関の所属長には、4月9日開催の合同所長会議をはじめ、あらゆる機会を通して、服務規律の確保、特に酒気帯び運転等の防止について、職員に対し指導の徹底を依頼してきた。

このような中、教育庁職員による不祥事が発生したことは、極めて遺憾である。

今回の件については、詳細を確認のうえ、厳正に対処することとしているが、職員の服務規律確保に向けた速やかな対応を図ることとし、去る5月26日月曜日に、「緊急所属長会議」を開催し、各所属長に対し、職員の服務規律の確保の徹底、特に酒気帯び運転等の根絶に向け、直接、私から要請したところである。

さらに、改めて、職員の服務規律確保の厳正な確保、特に酒気帯び運転の根絶に向けた具体的な対応策について各所属に通知するとともに、今後とも、様々な機会を捉えて職員による不祥事の未然防止に向け、周知徹底を図って参りたい。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

なければ、懲戒処分の状況については、了解した。

ただ今、教育長から今後の対策について説明があったが、所属長には強いリーダーシップを発揮していただき、二度とこのような事件が起きないように、県民の期待を裏切ることがないように、教職員の服務規律について指導の徹底を図るようお願いしたい。